○農林水産省告示第八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年一月七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県新見市千屋実字長谷一九六一の一、一九六一の四、字六兵衛ソウリ二七〇〇の一、二七〇〇の二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年一月七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県真庭市岩井畝字榎峪三六五の二、三六九の一、三七〇の二、三七一、三七六の二、三七七の二、字堂ノ先三八三の二、字よしが峪四一一の二、字荒神ノ上四一三の一、字荒神ノ向四一四の二、字がんりき五八九の一、字がん里き五九〇の二、六一二の一、字家ノ向五九四の一、六〇三の二、字竹ケ峪六〇五の二、六〇六の二、六〇九の一、六一四の二、字御崎向六一八の二、字杉ケ峪六一九の一、六一九の二、字水ケ峪六八九の二、字焼石六九五の一、七〇〇の一、七〇一の二、字かみや七〇九の一、七四九の二、七五〇の一、七五〇の二、七五三、七五四の二、七五五の一、七五五の二、字ばがそふ七四四の一、七四六の一、字中谷七五六の二、七五九、七六〇、七七一、七七二、七七四、七七五、字北峪七六九、八八七の二、八九二の二、字やしき七七〇、七七三、七八六、字細峪七八四、字やしき後七八五、七八七、七八八、七九一、七九三、字柳林八〇六、字高畝八〇七、字明賀田八二六の二、八二六の三、八二七の二、八二七の四、八二八の五、八三一の一、八三一の三、八三二の二、八三五の二、字四十九　八七二の二、八七二の六、八七六の二、八七七の二、八七八の二、八八二の二、八八三の二、八八三の三、九一〇の二、九一九の二、字おんが峪九〇〇の二、九〇〇の三、九〇一の一、九〇一の二、九〇七の一、九〇九の二、字下田九六一の二、字そびの尾九六三の一、九六七の二、九六八の一、字平九八三の一から九八三の三まで、字宮峪九八七の二、九八九、九九〇、九九三、九九四の一、字桜ケ畝一〇六〇の二、字つつばり一〇六三の一、一〇七〇の二、一〇七二の二、一〇七四の一、字九郎四郎一〇七九の一、一〇七九の三、一〇八〇、字志ようぶ峪一〇八一の二、一〇八二から一〇八六まで、一〇八八から一〇九〇まで、一〇九一の一、一〇九二の二、字丸山峪一〇九三の二、字丸小峪一〇九四の一、一〇九九の一、一〇九九の三から一〇九九の五まで、字小ますかり一一二一の二、一一二二から一一二四まで、一一四六の一、一一四六の二、一一四七の一、一一四八、字大仁後一一二六、一一二九、一一三五、一一三八、一一四〇、一一四二、一一四三の一、一一四三の二、字大仁後畝一一三四、字榎谷一一四九の一、一一四九の三、一一五五の一、一一五五の三、一一五五の四、一一五五の五まで、字大谷一一七二の四、一一七三の一から一一七三の三まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年一月七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県新見市千屋花見字バンノ木一三四七の三から一三四七の一三まで、一三四七の二九から一三四七の三一まで、字松尾一三七三の四から一三七三の一八まで、一三七三の二〇から一三七三の二三まで、字三ケ月山一三七四、字カタミコヲリ一三七五の二、一三七五の三、一三七五の一五、字山神谷一三七六の二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年一月七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県新見市上市字違迫一七八二の二、一七八七の二、字大原一七八八の二、一七八八の五、字朴迫一七八九の二、字サブサ一七九〇、一七九〇の一から一七九〇の四まで、一七九〇の六、一七九〇の七、字長草里一七九一の二、一七九一の三、字小畑一七九二の二、字女夫才一七九三の二、一七九三の四、字長迫一七九四の二、字石木野二一三二の二、大佐上刑部字中山一四〇八の二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年一月七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県新見市神郷高瀬字ホウノキサコ三〇一一の一、三〇一二、字徳永三〇一四の一、三〇一四の六、三〇一四の一二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ホウノキサコ三〇一二・字徳永三〇一四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）